議案第24号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について次のとおり三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成1 〇年 3月20日原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「内国旅行については、別表に定める旅費。ただし、」 を削る。

別表を削る。

附則

- 1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。